

令和2年4月8日

保護者 各位

座間市子ども未来部保育課長

緊急事態宣言の発令に伴う保育所の登園自粛要請について

日頃より、市保育行政に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

世界規模で新型コロナウイルスの感染が拡大している中、昨日、内閣総理大臣から緊急事態宣言が発令されました。

緊急事態宣言は新型インフルエンザ特別措置法に基づき、①国民の生命、健康に著しく重大な被害を与える恐れ、②国民生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れの二つの要件を満たした場合に発令されるもので、神奈川県知事は発令を受け、県民の外出の自粛や多数の方が利用する施設の利用の制限等について要請を出しました。

神奈川県知事は緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として保育所（認可外保育所も含む）を挙げており、発令後においても職員や園児が新型コロナウイルス感染症を発症した場合を除き、原則開園をお願いすることになりますが、緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、また、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けて国民が一丸となり最大限の努力を行わなければならない観点からも、家庭での保育が可能である場合は、極力、登園を控えていただきますようお願いいたします。

また、御家族の体調管理については十分に留意いただき、同居している御家族の中で、発熱、倦怠感、咳、味覚障害等、新型コロナウイルスの感染が疑われるような症状が生じた場合には、速やかに医療機関を受診いただき、症状が十分に回復するまでは、厳に登園を控えていただくようお願いいたします。

御不便をおかけして誠に申し訳ありませんが、感染拡大防止の重大な局面となりますので、なにとぞ御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後、外出自粛要請の効果を見きわめた上で、必要と判断された場合は、法に基づく使用制限が行われる可能性もありますので御承知おきください。

参考

<新型インフルエンザ特別措置法第 45 条第 2 項>

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興業法（昭和 23 年法律第 37 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物の開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限もしくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

<神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画>

県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

<新型インフルエンザ特別措置法施行令第 11 条>

法第 45 条第 2 項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第 3 号から第 13 号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるものに限る。

- 1 学校（第 3 号に掲げるものを除く。）
- 2 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 3 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学、同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する高等課程を除く。）、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
（以下、略）